

小樽商科大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関するガイドライン

(平成19年3月29日学長裁定)

小樽商科大学（以下「本学」という。）の研究活動に係る不正行為の防止等への対応については、本ガイドラインに定めるもののほか、日本学術会議声明「科学者の行動規範について」（平成18年10月3日）を尊重するとともに、文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会による「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日）、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日）及びその他関係法令等に基づき取り扱うこととする。

I 本ガイドラインの対象等

1 対象とする研究活動及び対象となる不正行為

本ガイドラインが対象とする研究活動は、本学が管理するあらゆる研究費（間接経費又は管理費等を含む。以下同じ。）の活用、施設又は設備を利用した研究活動であり、本ガイドラインの対象とする不正行為は、「捏造」、「改ざん」、「盗用」、「研究費の不正使用（不適切な使用を含む。以下同じ。）」とする。また、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「保護法」という。）別表に掲げる法律等の違反であって、研究活動に係る不正行為である場合においても本ガイドラインの対象とする。

ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは、不正行為には当たらないものとする。

- ① 捏造とは、存在しないデータ、研究成果等を作成すること、又はこれら作成したものを記録したり報告または論文等に利用したりすることをいう。
- ② 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものにしたり、それを記録すること、又はそのような真正でない変更・変造したデータ結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表することをいう。
- ③ 盗用とは、他の研究者の研究過程、データ、研究成果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。
- ④ 研究費の不正使用とは、実体を伴わない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、実体を伴わない旅費の請求等、法令、研究費を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）が定める規定及び学内規程等に違反する経費の使用をいう。

2 対象となる研究者

本ガイドラインの対象となる研究者は、本学に所属する又は本学の名を冠した肩書きを使用して研究活動を行うすべての者（常勤，非常勤，学生等の身分及び特任教授，客員研究員等の呼称を問わない。また，研究費の主たる受給者であるかどうかも問わない。）とする。

3 不正行為の防止に対する取組み

- ① 本学の研究活動の健全な環境の確保と信頼性・公平性の向上を目的として、本学に所属するすべての研究者が守るべき倫理と行動規準について、「小樽商科大学行動規範」として定める。
- ② 研究費の使用に関し、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止行動計画を策定・実施することにより、大学としての不正防止に関する対応姿勢を明確にする。
- ③ 研究者に対し、上記①及び②で定める行動規範や不正防止行動計画をはじめ、事務処理手続等の各種ルールを周知・徹底することにより、不正防止に関する意識向上の啓蒙と研究者の自主的な取組みを喚起する。

4 不正行為の防止等への対応に関する本学の責任の所在

本学における研究活動上の不正行為の防止等への対応に関しては、学長が最高管理責任者として総括するものとし、不正行為を防止し、及び不正行為が行われ、又はその恐れがある場合には、研究活動に関する実質的な統括管理責任者である理事・副学長（総務・財務担当）と連携して厳正かつ適正に対処するものとする。

II 通報等の受付

1 通報等の受付体制

本学における研究活動の不正行為に関する通報等の受付体制は、次のとおりとする。

- ① 研究活動の不正行為に関する通報（以下「通報」という。）をしようとする者は、書面，電話，FAX，電子メール，面談等の方法で通報するものとする。
- ② 研究活動の不正行為に関する通報等を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）は、総務課長とする。
- ③ 通報等の受付及び調査・事実確認を担当する者は自己と利害関係のある事案に関与してはならない。

2 通報等の取扱い

- ① 通報者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。
- ② 通報された事案は、速やかに学長に報告し、学長は、直ちに理事（総務・財務担当副学長）及び関連する分野の複数の教員を指名の上、通報を受理するかどうかの協議を行う。ただし、本ガイドライン対象外の通報内容については、然るべき組織等に回付するものとする。また、学長は、法律等に違反する恐れがある場合は、関係機関に連絡するものとする。

学長が研究費の不正使用に関する通報と判断した場合は、事務局長を協議に加える。

- ③ 通報は、顕名により、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受理する。ただし、匿名による通報があった場合、通報の内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- ④ 協議の結果、通報を受理することとなった場合は、学長は、被通報者の所属する学科、専攻、センター等（以下「学科等」という。）の長に予備調査を行わせる。被通報者の所属学科等が特定されていない場合は、学長が予備調査を行う者を指名する。

学長は、通報を受理しないことを決定した場合は、その旨、理由を付して、通報者に通知する。

- ⑤ 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為が指摘された場合は、不正行為を指摘された者が所属する機関に匿名の告発があった場合に準じて取扱う。
- ⑥ 通報者は、調査の協力を求められた場合は、協力しなければならない。
- ⑦ 通報の意思を明示しない相談の場合、学長は、直ちに理事（総務・財務担当副学長）及び関連する分野の複数の教員を指名の上、相談に対応させる。また、学長は、研究費の不正使用に関する相談と判断した場合は、事務局長を加えて相談に対応させる。

相談者に通報の意思がない場合でも、相談に応じた者の報告によっては、学長の判断により予備調査を開始する。

- ⑧ 通報された事案について、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、Ⅲ 1により調査機関に該当する研究機関等に当該通報を回付する。またⅢ 1により通報があった研究機関等に加え他にも調査を行う研究機関等が想定される場合には、本学が該当する機関に当該通報について通知する。
- ⑨ 書面による通報等、受付窓口が受け付けたか否かを通報者が知りえない方法による通報がなされた場合は、通報者に受け付けたことを通知する。
- ⑩ 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという通報・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められたときは、被通報者に警告を行うものとする。ただし、本学が被通報者の所属する機関でないときは、通報・相談を被通報者の所属する機関に回付するものとする。
- ⑪ 他機関からの通報等の回付をされた際は、本学受付窓口において受け付けたものと同様の取扱いをするものとする。

3 通報者・被通報者の取扱い

- ① 通報（相談を含む。以下、同じ）の受付に当たっては、通報内容や通報者の秘密を守るため、関係者は、その秘密を保持しなければならない。
- ② 学長は、通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密の保持を徹底するものとする。
- ③ 学長は、調査事案が漏洩した場合、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中に関わらず調査事案について公に説明するものとする。ただし、通報者又は被通報者の責により漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。
- ④ 学長は、悪意（被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等の必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 学長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、解雇や配置転換、懲戒処分、降格等を行わない。
- ⑥ 学長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇や配置転換、懲戒処分、降格等行わない。
- ⑦ 上記①から⑥に掲げるもののほか、必要な事項がある場合には保護法に準じて取り扱うものとする。

III 通報に係る事案の調査

1 調査を行う機関

- ① 本学に所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究者を被通報者として研究活動の不正行為の通報があった場合、原則として、本学が通報された事案の調査を行う。
- ② 被通報者が本学以外の研究機関にも所属する場合、原則として被通報者が通報された事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の機関が合同で調査を行う。ただし、中心となる機関や調査に参加する機関については、関係機関間において、事案の内容等を考慮して対応するものとする。
- ③ 現に本学に所属する被通報者が本学と異なる研究機関で行った研究に係る通報があった場合、本学と研究が行われた研究機関とが合同で通報された事案の調査を行う。
- ④ 被通報者が、本学を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、本学と合同で、通報された事案の調査を行う。被通報者が離職後、どの研究機関にも所属してい

ないときにおいて、通報された事案に係る研究を本学で行っていた場合は、本学が通報された事案の調査を行う。

- ⑤ 上記①から④によって、通報された事案の調査を行うことになった場合、本学は、被通報者が本学に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行う。
- ⑥ 被通報者が、調査開始のとき及び通報された研究を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、通報に係る研究に対する資金配分機関が特に認めた場合において、当該資金配分機関から調査協力を求められたときは、本学は誠実に協力するものとする。
- ⑦ 本学は、他の研究機関、資金配分機関又は研究者コミュニティに、調査の一部又は全部を委託することがある。

2 通報に対する調査体制・方法

本学における通報に対する調査の具体的な進め方については、次のとおりとする。

(1) 予備調査

① 調査体制

予備調査は、被通報者の所属学科等の長又は学長が指名した者が予備調査委員会の委員長（以下「予備調査委員長」という。）となり、速やかに調査を実施する。

予備調査委員長は、学長の下命を得て、予備調査委員を指名する。研究費の不正使用に関すると判断された場合は、事務局長を予備調査委員に加える。

② 調査方法

ア) 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的合理的理由の論理性、通報された研究の公表から通報までの期間が、研究データや調査資料など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び研究費の使途を示す関係書類等についての本学が定める保存期間を超えるか否か等通報内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

イ) 予備調査がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

③ 本調査の決定等

ア) 予備調査委員長は、通報を受理した日から30日以内に、学長に予備調査結果を報告する。ただし、予備調査委員長は、30日以内に学長へ報告ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び報告の予定日を付して学長に申し出て、承認を得るものとする。

- イ) 学長は、予備調査結果を踏まえ、直ちに本調査を行うか否かを決定する。
- ウ) 学長は、本調査を行わないことを決定した場合は、その旨、理由を付して通報者に通知する。この場合、予備調査委員長は、本学の定めるところにより予備調査に係る資料等を保存するものとし、資金配分機関や通報者の求めに応じ、開示するものとする。

(2) 本調査

① 通知・報告

- ア) 学長は、本調査を行うことを決定した場合は、通報者及び被通報者に対して本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮する。
- イ) 学長は、資金配分機関へ、本調査を行う旨を報告する。
- ウ) 本調査は、本調査実施の決定後30日以内に開始するものとする。

② 調査体制

- ア) 学長は、調査委員会を設置し、委員長には予備調査委員長を充てる。ただし、学長は案件により、理事（総務・財務担当副学長）を委員長に充てることができる。委員会の構成は理事（総務・財務担当副学長）を含め5名とする。委員は、学長が指名し、教育研究評議会の評議員、当該被通報者に係る研究分野の専門知識を有する者、その他調査に必要な者とする。
また、捏造、改ざん、盗用に関わる不正行為である場合には、当該被通報者に係る研究分野の専門知識を有する学外の者及び法律の知識を有する者を加える。
なお、研究費の不正使用に関わると判断された場合は、事務局長を委員に加える。
ただし、委員には通報者及び被通報者と直接利害関係を有しない者を指名するものとする。
- イ) 学長は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に通知する。通知を受けた通報者及び被通報者は、10日以内に委員に関する異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合は、学長及び委員長は、異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

③ 調査方法・権限

- ア) 調査委員会は、調査の権限を有し、指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、研究データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請等により調査を行うものとする。また、研究費の不正使用に関わると判断された場合は、各種伝票、証拠書類、申請書等の会計書類の精査、関係者のヒアリング等を行う。
以上の場合、被通報者からの弁明の機会を設けるものとする。
- イ) 調査委員会は、被通報者に再実験等により再現性を示すことを求めることができ

る。

また、被通報者から再実験等の申し出があった場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を保障するものとする。ただし、被通報者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしや認定の先送りが主な目的としていると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないものとする。

ウ) 調査委員会の調査に対して、通報者及び被通報者等の関係者は、誠実に協力しなければならない。

④ 調査の対象となる研究及び研究費

調査の対象には、通報に係る研究及び研究費のほかに、調査委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究及び研究費を含めることができる。

⑤ 証拠の保全措置

ア) 調査委員会は、調査に当たって、通報に係る研究及び研究費に関して、証拠となる資料・関係書類を保全する措置をとる。

イ) 通報に係る研究が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報に係る研究及び研究費に関して、証拠となる資料・関係書類を保全する措置をとるよう当該研究機関に依頼する。

ウ) 調査委員会は、関係資料の入手が困難又は隠蔽が行われる恐れがある場合には、必要最小限の範囲で被通報者に係る研究活動の停止、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は機器・資料の保全措置を行うことができる。

エ) 調査委員会はこれらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

⑥ 調査の中間報告

学長は、調査の終了前であっても、資金配分機関から求められた場合には、調査の中間報告を行うものとする。

⑦ 調査における研究又は技術上の情報の保護

調査委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

3 認定

(1) 認定の具体的内容

① 調査委員会は、本調査の開始後、150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該

論文等及び当該研究における役割、当該研究費の不正使用における役割及び不正に使用された研究費の額を認定する。

ただし、150日以内に認定できない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、承認を得るものとする。

- ② 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであったことが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- ③ 調査委員会は、①又は②について認定が終了したときは、直ちに学長に報告する。

(2) 不正行為の疑義への説明責任

- ① 調査委員会の調査において、被通報者が通報に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを説明しなければならない。そのために再実験等を必要とするときは、本学は、必要相当期間の範囲内で、その機会を保障する。また、被通報者が研究費の使用に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究費の使用が適正な方法と手続に則って行われたことを関係書類を示して説明しなければならない。
- ② 上記①の被通報者の説明において、被通報者が研究データや調査資料等の不existence、勤務時間を確認する資料、支払い関係書類等、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなす。

ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害等）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合は不正行為とみなさない。

また、研究データや調査資料及び研究費の使途を示す関係書類等の不existenceが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や本学又は通報に係る研究を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても不正行為とみなさない。

- ③ 調査委員会は、上記①の説明責任の程度及び②の本来存在すべき基本的要素について、研究分野の特性及び関係書類の保存状況に応じて判断するものとする。

(3) 不正行為か否かの認定方法

- ① 調査委員会は、上記(2)①により被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。その場合、被通報者の研究体制、データチェックのなされ方、関係書類等の取扱い等様々な点から故意性を判断するものとする。なお、被通報者の自認のみを唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- ② 調査委員会は、被通報者が自己の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定する。また、被通報者が研究

データや調査資料及び関係書類の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(4) 調査結果の報告及び通知

- ① 調査委員会は、調査結果（認定を含む。以下同じ）を直ちに学長に報告する。
- ② 学長は、調査結果を速やかに通報者、被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下Ⅳにおいて同じ。）及び資金配分機関に通知する。
- ③ 上記②の場合で、通報がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査において不正行為があったと認定されたときは、取り下げ等、被通報者等自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする。
- ④ 学長は、悪意に基づく通報との認定があった場合、通報者の所属機関にも通知する。

(5) 不服申立て

- ① 不正行為と認定された被通報者は、30日以内に、調査委員会に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- ② 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。この場合の認定については、上記（1）②を準用する。）は、その認定について、①の例により不服申立てをすることができる。
- ③ 上記①及び②の場合において、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、理由を付して学長に不服申立てをすることができる。
- ④ 学長は、③の不服申立てがあった場合は、不服申立ての対象となった調査委員に代えて、他の者を調査委員に指名することができる。
- ⑤ 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。
- ⑥ 調査委員会は、不正行為があったと認定された場合に係る被通報者による不服申立てがあった場合は、直ちに学長に報告するとともに、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- ⑦ 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに学長に報告し、学長は被通報者に当該決定を通知する。その際、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的と調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- ⑧ 調査委員会は、再調査を行う決定をした場合には、直ちに学長に報告し、学長は被通報者に当該決定を通知する。再調査を行うに当たり、調査委員会は、被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合も、直ちに学長に報告し、学長は被通報者に当該決定を通知する。
- ⑨ 学長は、被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、通報者に

通知するとともに、資金配分機関に通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- ⑩ 調査委員会は、再調査を開始した場合には、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告する。

ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、承認を得るものとする。

学長は、この再調査の結果を被通報者、被通報者が所属する学科等又は機関、通報者及び資金配分機関に通知する。

- ⑪ 調査委員会は、悪意に基づく通報と認定した通報者から不服申立てがあった場合は、直ちに学長に報告し、学長は、通報者が所属する学科等又は機関、被通報者及び資金配分機関に通知する。

- ⑫ 調査委員会は、⑪の不服申立てについては、30日以内に再調査を行い、その結果を学長に報告するものとする。

ただし、30日以内に再調査を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、承認を得るものとする。

学長は、この再調査の結果を通報者、通報者が所属する学科等又は機関、被通報者及び資金配分機関に通知する。

(6) 調査資料の提出等

学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合は、資金配分機関からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧の求めに対して、これを拒むことができる。

(7) 調査結果の公表

- ① 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

ただし、通報等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

公表する内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。

また、通報がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定した場合は、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

- ② 学長は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。公表する内容は、不正行為が行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）、被通報者の氏名・所属、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。

- ③ 学長は、悪意に基づく通報の認定がされたときは、通報者の氏名・所属及び悪意に基づく通報と認定した理由を公表する。

IV 通報者及び被通報者に対する措置等

1 調査中における一時的措置

- ① 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究にかかる研究費の支出を停止することがある。
- ② 学長は、資金配分機関から、被通報者が当該研究費の使用停止を命じられた場合は、その支出を停止することがある。

2 不正行為が行われたと認定された場合の措置

(1) 研究費の使用中止

学長は、不正行為が行われたと認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者並びに当該研究費の全額又は一部について使用責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに当該研究費の使用中止を命ずるものとする。

(2) 論文等の取り下げの勧告

- ① 学長は、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取り下げ勧告を行い、被認定者は勧告を受けた後、10日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行うものとする。
- ② 学長は、不正行為と認定された論文等の取り下げの勧告に被認定者が応じなかった場合は、その事実を公表する。

(3) 被認定者の処分

① 処分検討体制

- ア) 学長は、被認定者の処分について検討する委員会（以下「処分検討委員会」という。）を直ちに設置するものとする。
- イ) 処分検討委員会の委員長は、調査委員会の委員長を充てる。処分検討委員会の構成は8名以内とし、委員は調査委員会委員の教育研究評議会委員、理事（総務・財務担当副学長）、理事・副学長（教育担当）、事務局長、その他学長が必要と認める者とする。

② 検討内容

- ア) 処分検討委員会は、調査委員会の認定結果を斟酌のうえ被認定者に対する処分及び研究費の返還額を検討し、その処分原案及び返還額について学長に報告するものとする。
- イ) 処分検討委員会は、返還額を検討するに当たっては、以下の(1)及び(2)を原則としながら、不正行為の悪質性や本学の研究活動全体に与える影響等を考慮するもの

とする。

(1) 未使用研究費等の返還

未使用の研究費がある場合にはその全額を返還させるものとする。また、契約済みであるが納品されていない場合は契約を解除し、あるいは納品はされたが当該物品をまだ使用していない場合は返品をさせてその購入費に相当する額を返還させるものとする。なお、契約の解除や返品に際して違約金等が発生した場合は、当該違約金等を含めて返還させるものとする。

(2) 研究費全額の返還

研究の当初から不正行為を意図していた場合など極めて悪質な場合は、当該研究に対して配分された研究費の全額を返還させるものとする。なお、不正行為があったと認定された研究が研究計画全体のうちの一部である場合は、当該研究計画に対して配分された研究費の全額を返還させるか否かは、事案ごとに処分検討委員会が検討するものとする。

③ 措置・公表等

学長は、処分検討委員会の報告を受けて、速やかに被認定者に対する懲戒処分、刑事告発等の適切な措置を行い、その結果を公表する。また、必要に応じてIV 4に従い、被認定者に研究費の返還を求めるものとする。

3 不正行為が行われなかったと認定された場合の措置

- ① 学長は、不正行為が行われなかったと認定された場合は、本調査に際して措置した研究費支出の停止を解除する。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、又は、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- ② 学長は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知する。
- ③ 学長は、上記②に準じて周知すること等、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。
- ④ 学長は、通報が悪意に基づくものと認定された場合、通報者が本学に所属する者であるときは、IV 2（3）に準じた委員会を設置し、懲戒処分、刑事告発等の適切な措置を行い、その結果を公表する。
- ⑤ 学長は、通報が悪意に基づくものと認定された場合、通報者が本学以外の機関に属する者であるときは、当該者の属する機関に対し、適切な処置を行うよう求めるものとする。

4 研究費・経費の返還請求等

学長は、処分検討委員会の報告に基づき、以下のとおり研究費・経費の返還請求等を行うものとする。

- ① 学長は、被認定者（被認定者の研究グループを含む。以下同じ。）に対して、不正行為が行われたと認定された当該研究費の全額又は一部の返還を求めるものとする。
被認定者は、返還に要する費用に運営費交付金及びその他の外部資金等を使用してはならない。（以下②から④まで同様とする。）
- ② 学長は、被認定者に対して、再現性を示すために行った実験等に要した経費の返還を求めるものとする。
- ③ 学長は、通報が悪意に基づくものと認められた場合は、実験等の経費を通報者に請求するものとする。
- ④ 学長は、本学から資金配分機関に研究費の返還をした場合において、被認定者から本学への返還額が当該資金配分機関への返還額に満たないときは、その不足分を被認定者に請求するものとする。
- ⑤ 学長は、本学から資金配分機関に研究費の返還をした場合において、被認定者から本学へ研究費を過分に返還させていた場合は、被認定者にその差額を返還するものとする。

5 措置・認定・処分と訴訟との関係

本学が行う措置と不正行為の認定・処分に関する訴訟については、以下のとおりとする。

（１）訴訟が提起された場合

学長は、認定前後の措置又は認定・処分に対して訴訟が提起された場合、当該措置又は認定・処分が不適切である等、措置の継続又は認定・処分が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がない限り、措置又は認定・処分の変更は行わないものとする。

（２）訴訟において措置又は認定・処分が不適切と判断された場合

学長は、必要に応じて以下の措置を行うものとする。

- ① 認定前後の措置又は認定・処分が不適切であった旨の裁判が確定したときは、直ちに当該措置又は認定・処分を撤回する。
- ② 被認定者が私費で本学に返還した研究費がある場合は、被認定者に当該研究費相当額を返還する。
- ③ 資金配分機関に未使用の研究費の返還をした場合は、当該資金配分機関に当該研究費の再配分を求める。
- ④ 被認定者が資金配分機関から配分された研究費の返還を私費で負担した場合において、当該研究費相当額の返還について、当該資金配分機関と協議の上、適切

な措置を行う。

- ⑤ 資金配分機関から打ち切られていた研究費がある場合は、当該研究費の再交付を当該資金配分機関に求める。